

議案第26号

小金井市立公園条例の一部を改正する条例

小金井市立公園条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月31日

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う都市公園法等の改正により、都市公園の設置等に関する基準を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市立公園条例の一部を改正する条例

小金井市立公園条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 市立公園の設置等の告示（第3条）

第3章 都市公園の設置等に関する基準（第3条の2—第3条の5）

第4章 市立公園の管理（第4条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

第6章 罰則（第20条）

### 付則

第1章 総則

第2条に次の1号を加える。

(7) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 市立公園の設置等の告示

第3条の次に次の章名及び4条を加える。

第3章 都市公園の設置等に関する基準

（住民1人当たりの都市公園面積の標準）

第3条の2 市の区域内の都市公園（市域にある都の設置する公園を含む。）の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第3条の3 市長が次に掲げる都市公園を設置する場合には、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次の各号に定めるところによりその配置及び規模を定める。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣

に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1.5ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園については、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次の各号に定める特別の場合は、当該各号に規定する建築物に限り、当該各号で規定された当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度としてこれを超えることができる。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合 100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合 100分の20

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、

重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物もしくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財もしくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3に規定する建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

2 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園に仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前2項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）

第3条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときは、別表第1に規定する基準に適合させなければならない。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同表の規定によらないことができる。

第4条の前に次の章名を付する。

#### 第4章 市立公園の管理

第9条第1項中「別表」を「別表第2」に改める。

第18条の次に次の章名を付する。

#### 第5章 雑則

第19条を削り、第20条を第19条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

#### 第6章 罰則

（過料）

第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、過料を科する必要があると認めるときは、5万円以下において市長が定める額を徴収することができる。

- (1) 第4条又は第8条第1項の規定に違反して市立公園を使用又は占用した者
- (2) 第5条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第6条の規定による制限又は禁止に違反した者
- (4) 第13条の規定に違反した者
- (5) 第14条の規定による命令に違反した者

別表を別表第2とし、付則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条の5関係）

特定公園施設	基準
1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、地形上又は構造上、次号に規定する構造の通路に接続しがたい出入口については、この限りでない。この場合において、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口から水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊</p>

り場を含む。以下同じ。)を併設すること。

カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。

キ 視覚障害者誘導用ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子が転回できる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。

カ 縁石、街渠<sup>きよ</sup>等により段差を生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。

キ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、排水等により特別な理由がある場合のみ2パーセント以下とすることができる。

ク 通路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が

安定して停止できる水平部分を適宜設けること。

ケ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。

コ 視覚障害者誘導用ブロックを通路の要所に敷設すること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 回り段は用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。

ウ 階段の始点及び終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊り場を設けること。この場合において、当該水平部分及び踊り場の長さは、150センチメートル以上とすること。

エ 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。

キ 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

ク 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

コ 階段の始末端部に近接する路面には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(4) 傾斜路（階段もしくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

	<p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を水平に設けること。</p> <p>エ 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 横断勾配は設けないこと。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(6) 2の項から6の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
2 屋根付広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただ</p>



	<p>し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設することができる。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
<p>3 休憩所及び管理事務所</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、やむを得ず段差を設ける場合には、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>⑦ 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>⑧ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保する</p>

	<p>こと。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、5の項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所は、第1号から前号までに規定する基準に適合するものであること。</p>
4 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 1の項第2号に規定する通路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
5 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すり及び</p>

光感知式自動洗浄装置が設けられていること。

エ 複数の便房がある場合、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。

(7) 大便器は、1以上を腰掛け式とし、手すりを設けること。

(8) 便房の戸には、腰掛け式便器である旨を表示すること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 前号アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(8) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(9) (8)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(10) (9)に定める傾斜路の幅は、90センチメートル以上とし、勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12

パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。

(カ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(キ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 第2号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、通過する際に支障となる段を設けないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 第3号ア(ア)及び(カ)並びにイの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号ア(ア)から(イ)まで及び(カ)並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イの便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

<p>6 水飲場及び手洗場</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>(2) 飲み口までの高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとし、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>(3) 車椅子が接近し方向転換できるように、使用方向に150センチメートル以上かつ幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
<p>7 掲示板、案内板及び標識</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板、案内板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 園内の要所に必要に応じて設けること。</p> <p>(2) 標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子利用者にも見やすい高さに設けること。</p> <p>(3) 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。</p> <p>(4) 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず突出する場合は、掲示板、案内板及び標識の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設置すること。</p> <p>(5) 平仮名、絵文字（ピクトグラム）、ローマ字等による標示を併用すること。</p>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する別表第1に掲げる特定公園施設について、この条

例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

小金井市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 市立公園の設置等の告示（第3条）</u></p> <p><u>第3章 都市公園の設置等に関する基準（第3条の2—第3条の5）</u></p> <p><u>第4章 市立公園の管理（第4条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第19条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第20条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u> （目的）</p> <p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } 省略 (6) }</p> <p><u>(7) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。</u></p> <p><u>第2章 市立公園の設置等の告示</u> （市立公園の設置、変更及び廃止）</p> <p>第3条 省略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } 省略 (6) }</p> <p>（市立公園の設置、変更及び廃止）</p> <p>第3条 省略</p>	<p>目次の新設</p> <p>章名の新設</p> <p>定義規定の追加</p> <p>章名の新設</p>

### 第3章 都市公園の設置等に関する基準

#### (住民1人当たりの都市公園面積の標準)

第3条の2 市の区域内の都市公園（市域にある都の設置する公園を含む。）の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

#### (都市公園の配置及び規模の基準)

第3条の3 市長が次に掲げる都市公園を設置する場合には、その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次の各号に定めるところによりその配置及び規模を定める。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1.5ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園については、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるこ

章名の  
新設  
標準と  
する  
都市  
公園  
の面  
積  
基準  
を新  
設  
都市  
公園  
の配  
置及  
び規  
模の  
基準  
を新  
設



と。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第3条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次の各号に定める特別の場合は、当該各号に規定する建築物に限り、当該各号で規定された当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度としてこれを超えることができる。

(1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合 100分の10

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合 100分の20

都市公園  
の施設の  
建築面積  
基準を新  
設

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物もしくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財もしくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3に規定する建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

2 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 都市公園に仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前2項に規定する建築物を除く。）を設ける場合は、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）

第3条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときは、別表第1に規定する基準に適合させなければならない。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、同表の規定によらない

都市公園  
の特定公園  
施設の設置  
基準を新設

ことができる。

第4章 市立公園の管理

(行為の禁止)

第4条 省略

(占用料)

第9条 市長は、前条の規定により市立公園の占用許可を与えるとき、別表第2に掲げる占有物件については、その該当する額の占用料を徴収するものとする。

2 省略

(届出)

第18条 省略

第5章 雑則

(委任)

第19条 省略

第6章 罰則

(過料)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、過料を科する必要があると認めるときは、5万円以下において市長が定める額を徴収することができる。

- (1) 第4条又は第8条第1項の規定に違反して市立公園を使用又は占有した者
- (2) 第5条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第6条の規定による制限又は禁止に違反した者
- (4) 第13条の規定に違反した者
- (5) 第14条の規定による命令に違反した者

(行為の禁止)

第4条 省略

(占用料)

第9条 市長は、前条の規定により市立公園の占用許可を与えるとき、別表に掲げる占有物件については、その該当する額の占用料を徴収するものとする。

2 省略

(届出)

第18条 省略

(過料)

第19条 省略

(委任)

第20条 省略

章名の  
新設

規定の  
整備

章名の  
新設

章名の  
新設及び  
条の順序  
の変更

別表第1 (第3条の5関係)

特定公園施設	基準
1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、地形上又は構造上、次号に規定する構造の通路に接続しがたい出入口については、この限りでない。この場合において、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口から水平距離が150センチ</p>

都市公園の特定公園施設の設置基準を別表に規定

チメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

オ エの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。

キ 視覚障害者誘導用ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子が転回できる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障

となる段を設けないこと。

ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。

カ 縁石、街渠等により段差を生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。

キ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、排水等により特別な理由がある場合のみ2パーセント以下とすることができる。

ク 通路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。

ケ 路面は、平たんで濡れても滑りにく

い仕上げとすること。

コ 視覚障害者誘導用ブロックを通路の要所に敷設すること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 回り段は用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。

ウ 階段の始点及び終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊り場を設けること。この場合において、当該水平部分及び踊り場の長さは、150センチメートル以上とすること。

エ 手すりを両側に連続して設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。

キ 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構

造とすること。

ク 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

コ 階段の始末端部に近接する路面には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(4) 傾斜路（階段もしくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を水平に設けること。

エ 手すりを両側に連続して設けるこ



	<p><u>と。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>オ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>キ 横断勾配は設けないこと。</u></p> <p><u>(5) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</u></p> <p><u>(6) 2の項から6の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</u></p>
<p><u>2 屋根付 広場</u></p>	<p><u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p>

	<p><u>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設することができる。</u></p> <p><u>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</u></p>
<p><u>3 休憩所及び管理事務所</u></p>	<p><u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段を設けないこと。</u></p> <p><u>ウ イの規定にかかわらず、やむを得</u></p>

ず段差を設ける場合には、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、5の項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所は、第1号から前号までに規定する基準に適合するものであること。

<p>4 駐車場</p>	<p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>幅は、350センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ <u>1の項第2号に規定する通路に接続しやすい位置に設けること。</u></p> <p>ウ <u>車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</u></p>
<p>5 便所</p>	<p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ア <u>床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</u></p> <p>イ <u>男子用小便器を設ける場合は、1</u></p>

以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

ウ イの規定により設けられる小便器には、手すり及び光感知式自動洗浄装置が設けられていること。

エ 複数の便房がある場合、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。

(7) 大便器は、1以上を腰掛け式とし、手すりを設けること。

(4) 便房の戸には、腰掛け式便器である旨を表示すること。

(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

ア 便所内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 前号アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(エ) (ウ)に定める傾斜路の幅は、90センチメートル以上とし、勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。

(オ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(カ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 第2号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 出入口には、通過する際に支障となる段を設けないこと。

イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 第3号ア(7)及び(カ)並びにイの規定

	<p>は、前号の便房について準用する。</p> <p>(6) <u>第3号ア(7)から(8)まで及び(9)並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イの便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</u></p>
6 水飲場及び手洗場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>飲み口は、上向きとすること。</u></p> <p>(2) <u>飲み口までの高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとし、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</u></p> <p>(3) <u>車椅子が接近し方向転換できるように、使用方向に150センチメートル以上かつ幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。</u></p>
7 掲示板、案内板及び標識	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板、案内板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>園内の要所に必要に応じて設けること。</u></p> <p>(2) <u>標記内容が容易に読み取れるよう</u></p>



な文字の大きさ、色調及び明度とし、  
分かりやすい位置に、車椅子使用者に  
も見やすい高さに設けること。

(3) 案内板には、車椅子での利用が可能  
な園路及び施設を表示すること。

(4) 通行の支障とならないよう通路に  
突出しない位置に設けること。ただ  
し、やむを得ず突出する場合は、掲示  
板、案内板及び標識の下端の位置が地  
上250センチメートル以上になる  
よう設置すること。

(5) 平仮名、絵文字（ピクトグラム）、  
ローマ字等による標示を併用するこ  
と。

別表第2（第9条関係）

市立公園の占用に係る占用料

占用物件	単位	占用料(円)
省略		
備考 省略		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する別表第1に掲げる特定公園施設について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

別表（第9条関係）

市立公園の占用に係る占用料

占用物件	単位	占用料(円)
省略		
備考 省略		

別表の追  
加による  
整理

## 議案第26号資料2

### 小金井市立公園条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴う都市公園法（昭和31年法律第79号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の改正により、都市公園及び公園施設の設置基準並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、政令等で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

(1) 都市公園法第3条第1号の規定により都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を条例で定めることになりました。これについて、市の都市公園及び公園施設は、これまで都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）に基づき整備を図っており、今後も同様に整備及び管理を行っていく必要があることから、次のとおり政令と同一の基準を定めることとします。ただし、小金井市の現状に合わない基準については、小金井市の現状に合わせた基準を定めることとします。

ア 市の区域内の都市公園（市域にある都の設置する公園を含む。）の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とします（第3条の2関係）。

イ 都市公園の配置及び規模の基準について、次のとおり定めます。

なお、下線部分については、市の現状に合わせた独自基準となっています（第3条の3関係）。

種別	配置の基準	規模の基準	
		市の基準	(参酌) 政令の基準
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用す	0.25ヘクタールを標準	0.25ヘクタールを標準

	ることができるように配置すること。		
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	<u>1.5ヘクタールを標準</u>	2ヘクタールを標準
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	4ヘクタールを標準	4ヘクタールを標準
総合公園 運動公園	市内に居住する者が容易に利用することができるように配置すること。	その利用目的に応じて機能を十分発揮することができるように敷地面積を定めること。	その利用目的に応じて機能を十分発揮することができるように敷地面積を定めること。
広域公園	<u>該当がないことから基準を定めない。</u>	<u>該当がないことから基準を定めない。</u>	その利用目的に応じて機能を十分発揮することができるように敷地面積を定めること。
緩衝緑地等	設置目的に応じてその機能を十分発揮できるように配置すること。	設置目的に応じてその機能を十分発揮できるようにその敷地面積を定めること。	設置目的に応じてその機能を十分発揮できるようにその敷地面積を定めること。

- (2) 都市公園法第4条第1項の規定により、公園施設の設置基準として、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の敷地面積に対する割合について、条例で定めることとなりました。これについては、政令と同じ2パーセントを超えてはならないこととします。

次に掲げる公園施設として設けられる建築物についても、特例として、都市公園の敷地面積に対する一定の割合を条例で定めることとしてい

ますが、政令と同一の基準とします（第3条の4関係）。

建築物	特例	都市公園の敷地面積に対する割合		
2%	休養施設、 運動施設等	+10パー セント	+10パー セント	+2パーセ ント
	重要文化財等	+20パー セント		
	屋根付広場等			
	仮設公園施設			

- (3) 特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等円滑化が特に必要な園路、広場、駐車場、便所等）の設置に係る移動等円滑化のために必要な基準について、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）で定める基準を参酌し、移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則として、具体的な基準は、別表で定めることとします。なお、この基準は、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）でも定められていることから、同条例の整備基準（以下「都整備基準」という。）も参酌し、同一の基準を定めることとします（第3条の5関係）。

次の表は、都整備基準に合わせて、市の基準を整備したものです。なお、下線部分については、都整備基準を参酌して整備した結果、市独自基準として定めることとしたものです。

区分	市の基準（都整備基準）	（参考）省令の基準
出入口	地形上又は構造上、通路に接続しがたい出入口については、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。	基準なし
	路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。	基準なし

	視覚障害者誘導用ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。	基準なし
通路	縦断勾配は、4パーセント以下とすること。	縦断勾配は、5パーセント以下とすること。
	3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。	基準なし
	縁石、街渠等により段差を生じる場合は、5パーセント以下（構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。	基準なし
	通路に附帯する観覧場所及び休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。	基準なし
	視覚障害者誘導用ブロックを通路の要所に敷設すること。	基準なし
階段	幅は、120センチメートル以上とすること。	基準なし

	階段の始点及び終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊り場を設けること。この場合において、当該水平部分及び踊り場の長さは、150センチメートル以上とすること。	基準なし
	踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとする。	基準なし
	階段の始末端部に近接する路面には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	基準なし
傾斜路	縦断勾配は、原則として5パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合、8パーセント以下とすることができる。	縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
駐車場	通路に接続しやすい位置に設けること。	基準なし
便所	小便器には、手すり及び光感知式自動洗浄装置が設けられていること。	小便器には、手すりが設けられていること。
	複数の便房がある場合、大便器は、1以上を腰掛け式とし、手すりを設けること。便房の戸には、腰掛け式便器である旨を表示すること。	基準なし
	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所の出入口の幅は、85センチメートル	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房の出入口の幅は、80センチメートル以上とする

	ル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	こと。
	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所に、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。傾斜路の幅は、90センチメートル以上とし、勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所に、やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所に、戸を設ける場合は、幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられた便所に、戸を設ける場合は、幅は、80センチメートル以上とすること。
水飲場 及び手 洗場	飲み口は、上向きとすること。	基準なし
	飲み口までの高さは、70センチメートルから80セン	基準なし

	チメートルまでとし、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。	
	車椅子が接近し方向転換できるように、使用方向に150センチメートル以上かつ幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。	基準なし
掲 示 板、案 内板及 び標識	園内の要所に必要に応じて設けること。	基準なし
	標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車椅子使用者にも見やすい高さに設けること。	表示された内容が容易に識別できるものであること。
	案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。	基準なし
	通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず突出する場合は、掲示板、案内板及び標識の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設置すること。	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
	平仮名、絵文字（ピクトグラム）、ローマ字等による標示を併用すること。	基準なし

### 3 その他

施行日は、平成25年4月1日とします。